

審議会会議録

| | | | |
|--|---|----------|----|
| 会議名称 | 令和2年度第2回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会 | | |
| 議 題 | 審議事項 (1) 街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについて (2) ドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び当該個人情報を提供することについて | | |
| 開催日時 | 令和2年2月4日（火） 10時00分～11時00分 | | |
| 場 所 | 伊達市市民活動センター多目的室1 | | |
| 出席者 | 出席委員5名、事務局4名、説明員3名（総務課長、総務係長、自治振興係長） | | |
| | 所管部課名 | 総務部職員法制課 | |
| 公開 非公開 の 別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 | 傍聴者の人数 | 1人 |
| | <input type="checkbox"/> 非公開 | 非公開の理由 | |
| 【会議の概要】 | | | |
| 1 開 会（総務部長） | | | |
| 2 あいさつ（会長） | | | |
| 3 審議事項 | | | |
| (1) 街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについて | | | |
| (2) ドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び当該個人情報を提供することについて | | | |
| ・事務局からは諮問した理由を、説明員からは事務の内容について説明 | | | |
| 【(1)についての質疑・意見交換】 | | | |
| [委 員] 街頭防犯カメラを設置するに至った背景は何か。 | | | |
| [説明員] 防犯カメラを設置することで、通行人に見られているという心理的影響を与えることから犯罪の防止につながることに、また、もし事件があった場合に、警察の捜査が迅速に行えるというようなメリットがあり、「伊達市防犯及び交通安全に関する条例」の目的に沿った施策であると判断したため。 | | | |
| [委 員] なぜこの場所に設置したのか | | | |
| [説明員] 警察と相談の上、人通りが多いことや通学路であることから犯罪が起きる可能性が高いと判断したため。 | | | |
| [委 員] 今後、他の場所に設置するたびに諮問するのか。 | | | |
| [説明員] 今回、個人情報を本人以外から収集することについて適当であると答申をいただければ、今後、同じ目的で設置するものについては諮問しないが、設置状況等については、毎年審査会に報告することとする。 | | | |
| 【(2)についての質疑・意見交換】 | | | |
| [委 員] あおり運転の被害にあったことや公用車に関わる交通事故の件数はどれくらいある | | | |

のか。

[説明員] あおり運転の被害にあった事例はないが、公用車に関わる交通事故については、近年は、1年に2、3件である。

[委員] 市の職員以外が運転する公用車にも設置されるのか。

[説明員] 全ての公用車について設置していく予定であるため、ご質問の公用車にも設置される予定である。

【全体の質疑・意見交換】

[委員] 要綱案について示されているが、どのような意図があるのか。

[事務局] 現時点での取扱い方法についてお示ししている。今回の審議会の中で取扱い方法について意見等が出れば修正を行う予定である。

[委員] 防犯カメラは一般の企業等にも設置されているが、自治体等に届出の必要はあるのか。

[事務局] 個人情報保護法等には、そのような規定はない。

[委員] 職員は、個人情報の取扱いが増え、大変になると思うが設置して終了ではなく、管理運営をしっかりとってほしい。

・議論のあった点を踏まえ、諮問のあったこの件については「適当である」と答申することで全委員が了承した。

なお、事務局で答申案を整理し、答申前に各委員が内容を確認することとなった。

4 その他

委員及び事務局ともに、特になし。

5 閉 会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

日 時 令和 2 年 2 月 4 日 (火) 午前 10 時 00 分～
会 場 市民活動センター 多目的室 1

1 開 会

2 あいさつ (会長)

3 審議事項

- (1) 街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについて
- (2) ドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び当該個人情報を提供することについて

4 その他

5 閉 会

伊 職 号
令和2年2月4日

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

会 長 渡 邊 源 之 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

伊達市個人情報保護条例に係る個人情報の取扱いに関することについて（諮問）
伊達市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについて

2 諮問の目的

本市が公共施設以外の公共の場における街頭防犯カメラを設置し、通行人の容姿や風貌を撮影することで個人情報を収集することについて、同条例第7条第3項第7号に基づき貴審査会の意見を求めるもの。

3 諮問の内容

別紙のとおり

【 別紙 1 】

街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについての概要

1 街頭防犯カメラ設置事業の目的

市では、伊達市防犯及び交通安全に関する条例を制定しており、犯罪や事故のない安全な市民生活を確保するための施策が求められています。

街頭防犯カメラは、通行人に心理的な影響を与えることから犯罪や事故の抑止効果が期待できるほか、結果として犯罪や事故が発生した場合でも撮影画像を迅速に捜査機関へ提供することで早期解明が見込まれるため、防犯及び交通安全に関する環境整備の一環として、市内に街頭防犯カメラを設置するものです。

2 個人情報保護条例における取扱い

(1) 撮影及び保存する画像の取扱い

街頭防犯カメラの設置により不特定多数の通行人を撮影し、一定期間画像を保存しますが、そのうち特定の個人を識別することができるものについては、伊達市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条に規定する「個人情報」に当たると判断します。

そのため、実施機関は街頭防犯カメラにより収集する場合の画像の取扱いについては、条例に基づき、個人情報に係る本人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとします。

(2) 個人情報の収集に係る諮問

撮影及び画像保存は「個人情報の収集」に該当するため、条例第7条第3項で「本人から収集しなければならない」と規定していますが、被撮影者から収集することは物理上不可能であります。また、不特定多数の被撮影者から個別に本人同意を得ることも現実的には困難であります。

一方、同項第7号により、「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」という。）の意見を聞いた上で「事務の目的を達成するために本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき」に該当する場合には収集が可能となることから、当該事務に係る公益上の必要性について、審査会に諮問するものです。

(3) 個人情報の利用、提供その他取扱い

取り扱う画像が個人情報となることから、個人情報保護条例に基づき事務を執行しています。

3 街頭防犯カメラ設置の事業概要

(1) 設置基準及び撮影区域

犯罪若しくは事故が多発している場所又は不特定多数の往来があり犯罪若しくは事故の発生の可能性が高いと認められる場所に設置することとし、設置台数及び撮影区域についても目的達成のために必要最小限度のものとします。

(2) 設置予定場所

設置する場所及び台数は別図のとおりとしますが、地域の要望や運用状況によっては、今後街頭防犯カメラの増設も考えられます。

(3) 設置方法

街頭防犯カメラの設置が可能かの判断の他維持管理面や経済性を考慮し、街頭防犯カメラ及びレコーダーを北電柱へ共架する方法で設置することを基本とします。

(4) 画像の保存

画像は、街頭防犯カメラの付属機器に内蔵される記録媒体（SDカードの予定）にて保存します。

(5) 街頭防犯カメラ及び画像等の管理及び運用

街頭防犯カメラ等の管理及び運用については、条例の規定のほか、管理責任者、画像の保存、利用及び提供等について定めた「伊達市が設置する街頭防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」に沿って適正に行います。

4 運用開始日 令和2年4月1日（予定）

5 担当部署 総務部総務課

伊達市が設置する街頭防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、伊達市防犯及び交通安全に関する条例（平成17年条例第41号）に基づき、犯罪及び事故の防止並びに発生時の迅速な対応（以下「犯罪防止等」という。）を行えるよう防犯に関する環境を整備し、犯罪のない安全な市民生活を確保するため市が公共の場所に設置する街頭防犯カメラの適切な管理及び運用について、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所（庁舎、保育所、道路、公園その他市が管理する施設及びその敷地を除く。）をいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 犯罪防止等を目的として市長が公共の場所に設置する撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの及びこれに附属する機器をいう。
- (3) 画像 街頭防犯カメラにより撮影又は記録された画像をいう。
- (4) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。

（設置場所）

第3条 街頭防犯カメラの設置に当たっては、犯罪若しくは事故が多発している場所又は不特定多数の往来があり犯罪若しくは事故の発生の可能性が高いと認められる場所とし、設置目的を達成するために必要最小限度の設置台数及び撮影対象区域となるよう設置しなければならない。

2 街頭防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

（管理責任者）

第4条 街頭防犯カメラ、画像及び記録媒体（以下「街頭防犯カメラ等」という。）を適切に管理し、及び運用するため、管理責任者を置くものとし、総務課長がこれに当たる。

- 2 管理責任者は、画像及び記録媒体（以下「画像等」という。）の漏えい、流出等の防止その他街頭防犯カメラ等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、街頭防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、街頭防犯カメラが稼働している旨を表示しなければならない。
- 4 管理責任者は、職員のうちから指名する者（以下「指名取扱者」という。）に街頭防犯カメラ等を取り扱わせるものとし、指名取扱者以外の者に街頭防犯カメラ等を取り扱わせてはならない。

（画像の保存等）

第5条 画像の保存は記録媒体に記録する方法により行い、保存期間は10日とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を記録媒体に上書きする方法により行うものとする。
- 3 画像は、撮影時の現状により保存するものとし、編集、加工又は複製をしてはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（画像等の利用及び提供）

第6条 管理責任者は、画像等を目的以外に利用し、又は他の者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護条例第9条第1項各号に掲げる場合を除く。

2 前項ただし書の規定に基づき画像等を他の者へ提供するとき（個人情報保護条例第9条第1項第1号を適用する場合に限る。）は、他の者からの提供の求めは文書によるものとする。

3 管理責任者は、第1項ただし書の規定により画像等を他の者に提供するときは、その理由、提供した日、相手方の名称、提供する画像の内容、記録媒体の種類その他管理に必要な事項を管理簿に記載し、保管しなければならない。

（個人情報保護条例の遵守）

第7条 管理責任者及び指名取扱者は、街頭防犯カメラ等の管理及び運用について個人情報保護条例を遵守し、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、街頭防犯カメラ等の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 設置場所 | 数量 |
|--------------|----|
| 伊達市梅本町●●●●●● | ● |

【 別紙2 】

伊達市が設置する街頭防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の考え方

1 趣旨【第1条】

伊達市防犯及び交通安全に関する条例に基づき犯罪のない安全な市民生活を確保するため、市が公共の場所に街頭防犯カメラを設置し、この要綱により適切に管理及び運用します。

特に、街頭防犯カメラにより収集した画像のうち、特定の個人を識別できるものについては個人情報とすることから、伊達市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき取り扱いますが、条例の規定以外についてはこの要綱に従うものとします。

2 画像の収集【第3条】

- (1) 設置場所は、犯罪若しくは事故が多発している又は発生の可能性が高いと認められる場所に限定します。
- (2) 設置台数及び撮影区域は、目的達成のために必要最小限度のものとしします。

3 管理責任者の設置等【第4条】

- (1) 街頭防犯カメラで撮影及び記録された画像の適切な取扱いを確保するため、管理責任者を置きます。
- (2) 管理責任者は、防犯及び交通安全の事務を所管する総務課長とします。
- (3) 管理責任者は、街頭防犯カメラの取扱者を限定するほか、街頭防犯カメラ稼働中の表示、画像の漏えい、流失等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じます。

4 街頭防犯カメラ稼働中の表示【第4条】

街頭防犯カメラの設置に当たっては、防犯カメラが稼働中である旨を撮影対象区域内の見やすい場所に表示します。

これは、撮影されている区域であることを認識させることで、犯罪抑止の効果が期待できるとともに、容貌、姿態等を画像として記録される可能性があることをあらかじめ了知させるものです。

5 画像の保存等【第5条】

- (1) 画像は原則として、記録媒体に記録して保存することとし、保存期間は概ね10日間とします。
- (2) 保存期間を終了した画像の消去は、新しい画像を記録媒体に上書きする方法とします。
- (3) 街頭防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像の編集、加工及び複製をすることなく、撮影時の状態のままで保存します。

6 画像の利用及び提供【第6条】

- (1) 条例に定める利用及び提供の制限の例外に該当する場合を除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や実施機関以外のものに対する画像の提供をしません。
- (2) 法令等の規定により実施機関以外のものへ画像を提供する場合は、相手方に文書の提出を求めます。

(3) 実施機関以外のものへ画像を提供するときは、理由等を管理簿に記載して、保管します。

7 個人情報保護条例の遵守【第7条】

管理責任者及び街頭防犯カメラ等を取り扱う者に対して、条例の遵守を改めて義務付けるものです。

伊 職 号
令和2年2月4日

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

会 長 渡 邊 源 之 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

伊達市個人情報保護条例に係る個人情報の取扱いに関することについて（諮問）
伊達市個人情報保護条例第7条第3項第7号及び第9条第1項第6号の規定に基づき、下記の事項
について貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

ドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び当該個人情報を提供すること
について

2 諮問の目的

本市が所有し、又は使用する公用車へドライブレコーダーを設置し、通行人の容姿や風貌を撮影
することで個人情報を収集することについて、同条例第7条第3項第7号に基づき貴審査会の意見
を求めるもの。

また、ドライブレコーダーにより収集した個人情報を実施機関以外のものへ提供することについ
て、同条例第9条第1項第6号に基づき貴審査会の意見を求めるもの。

3 諮問の内容

別紙のとおり

【 別紙 1 】

公用車に設置するドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び収集した個人情報を提供することについての概要

1 ドライブレコーダー設置事業の目的

昨今、交通事故やあおり運転行為が増えていることから、職員が公用車を運転中、交通事故等に遭遇した場合にその原因究明や事故責任を明確にするため、また、職員の公用車運転時における交通安全の意識向上に役立てるため、公用車の車内及び車外の映像、音声、運行情報など（以下「画像等」という。）を記録し、事故等の検証に利用するほか必要があれば警察の要請等に応じて記録した画像等を提供することを目的として、公用車にドライブレコーダーを設置するものです。

2 個人情報保護条例における取扱い

(1) 撮影及び保存する画像等の取扱い

ドライブレコーダーの設置により不特定多数の通行人又は乗車人物を撮影し、又は音声等を録音（以下「撮影等」という。）し、一定期間画像等を保存しますが、そのうち特定の個人を識別することができるものについては、伊達市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条に規定する「個人情報」に当たると判断します。

そのため、実施機関はドライブレコーダーにより収集する場合の画像等の取扱いについては、条例に基づき、個人情報に係る本人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとします。

(2) 個人情報の収集に係る諮問の必要性

撮影等及び画像等の保存は「個人情報の収集」に該当するため、条例第7条第3項で「本人から収集しなければならない」こととなりますが、被撮影者から収集することは物理上不可能であります。また、不特定多数の被撮影者から個別に本人同意を得ることも現実的には困難であるなど、同項ただし書による本人からの収集の例外規定も適用することができません。

一方、同項第7号により、「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で「事務の目的を達成するために本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき」に該当する場合には収集が可能となることから、当該事務に係る公益上の必要性について、審査会に諮問するものです。

(3) 個人情報の提供に係る諮問の必要性

取り扱う画像等が個人情報となることから条例に基づき事務を執り行いますが、当該事務においては、発生した事故の状況や原因等究明のために捜査機関や保険会社など実施機関以外のものに対する画像等の提供も考えられます。

この場合、条例に基づき「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」に該当しなければ提供できず、目的を達成できないことから、審査会に諮問するものです。

3 ドライブレコーダー設置の事業概要

(1) ドライブレコーダー設置台数及び基準

現在7台の公用車にドライブレコーダーが設置されており、今後も、利用頻度が高い公用車に順次設置する予定です。

(2) ドライブレコーダーによる撮影等

撮影等の範囲は、公用車の外周囲（前方及び後方）及び内部を基本とします。

(3) 画像等の保存

画像等は、ドライブレコーダーに内蔵される記録媒体（SDカードの予定）に保存され、記録容量を超えることで画像等が上書き消去されます。

(4) ドライブレコーダー、画像等及び記録媒体の管理及び運用

ドライブレコーダー、画像等及び記録媒体の管理及び運用については、条例の規定のほか、管理責任者、画像の保存、利用及び提供等について定めた「伊達市公用車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する要綱」に沿って適正に行います。

4 運用開始日 令和2年3月1日（予定）

5 担当部署 総務部総務課

伊達市公用車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この告示は、公用車にドライブレコーダーを設置し、管理及び運用を行うことにより、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故発生時における原因究明及び事故責任の明確化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車であって市が所有し、又は使用するものをいう。
- (2) 画像等 公用車の外周囲及び内部の画像、音声、運行日時、位置情報並びに速度等の運行情報をいう。
- (3) ドライブレコーダー 公用車に設置し、画像等を記録する装置をいう。
- (4) 記録媒体 電磁的方式により画像等を記録した媒体をいう。

（管理責任者）

第3条 ドライブレコーダー、画像等及び記録媒体（以下「ドライブレコーダー等」という。）を適切に管理し、及び運用するため、管理責任者を置くものとし、総務課長がこれに当たる。

- 2 管理責任者は、ドライブレコーダー等を統括管理し、公用車に関わる交通事故の解析及び原因究明、交通事故防止策並びに交通安全教育等必要な措置を講じるものとする。
- 3 管理責任者は、画像等の漏えい、流出等の防止その他ドライブレコーダー等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車の見やすい場所にドライブレコーダーが稼働している旨を表示しなければならない。
- 5 管理責任者は、職員のうちから指名する者（以下「操作取扱者」という。）にドライブレコーダー等を取り扱わせるものとし、操作取扱者以外の者にドライブレコーダー等を取り扱わせてはならない。

（ドライブレコーダーの操作）

第4条 ドライブレコーダーを設置した公用車を運転しようとする職員は、ドライブレコーダーが正常に起動し常時撮影できることを確認し、運転中はこれを記録するものとする。

（画像等の保存等）

第5条 画像等の保存は記録媒体に記録する方法により行い、保存期間は記録媒体の記録容量の上限を超えて自動で上書きされるまでの期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の保存期間を終了した画像等の消去は、新たな画像等を記録媒体に上書きする方法により行うものとする。
- 3 画像等は、撮影時の現状により保存するものとし、編集、加工又は複製をしてはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（画像等の利用及び提供）

第6条 管理責任者は、画像等及び記録媒体を目的以外に利用し、又は他の者に提供してはならない。ただし、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第9

条第1項各号に掲げる場合を除く。

- 2 前項ただし書の規定に基づき画像等及び記録媒体を他の者へ提供するとき（個人情報保護条例第9条第1項第1号を適用する場合に限る。）は、他の者からの提供の求めは文書によるものとする。
- 3 管理責任者は、第1項ただし書の規定により画像等及び記録媒体を他の者に提供するときは、その理由、提供した日、相手方の名称、提供する画像等の内容、記録媒体の種類その他管理に必要な事項を管理簿に記載し、保管しなければならない。

（個人情報保護条例の遵守）

第7条 管理責任者及び操作取扱者は、ドライブレコーダー等の管理及び運用について個人情報保護条例を遵守し、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、ドライブレコーダー等の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

【 別紙2 】

伊達市公用車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する要綱の考え方

1 目的【第1条】

職員の安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故発生時における原因究明及び事故責任の明確化を図るため、公用車にドライブレコーダーを設置し、この要綱により適切に管理及び運用します。

2 管理責任者の設置等【第3条】

- (1) ドライブレコーダーで撮影及び記録された画像等の適切な取扱いを確保するため、管理責任者を置きます。
- (2) 管理責任者は、公用車の管理事務を所管する総務課長とします。
- (3) 管理責任者は、ドライブレコーダーの取扱者を限定するほか、ドライブレコーダー稼働中の表示、画像等の漏えい、流失等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じます。

3 ドライブレコーダー稼働中の表示【第3条】

ドライブレコーダーの設置に当たっては、ドライブレコーダーが稼働中である旨を公用車の見やすい場所に表示します。

これは、画像等が記録されていることを内外に認識させることで、あおり運転等防止の効果や運転する職員の交通安全意識の向上が期待できるとともに、容貌、姿態等を画像等として記録される可能性があることをあらかじめ了知させるものです。

4 画像等の保存等【第5条】

- (1) 画像等は原則として、記録媒体に記録して保存することとし、保存期間は記録媒体の記録容量の上限を超えて自動で上書きされるまでとします。
- (2) 保存期間を終了した画像等の消去は、新しい画像等を記録媒体に上書きする方法とします。
- (3) ドライブレコーダーの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像等の編集、加工及び複製をすることなく、撮影時の状態のまま保存します。

5 画像等の利用及び提供【第6条】

- (1) 条例に定める利用及び提供の制限の例外に該当する場合を除き、目的の範囲を超えた画像等の利用や実施機関以外のものに対する画像等の提供をしません。
- (2) 法令等の規定により実施機関以外のものへ画像等を提供する場合は、相手方に文書の提出を求めます。
- (3) 実施機関以外のものへ画像等を提供するときは、理由等を管理簿に記載して、保管します。

6 個人情報保護条例の遵守【第7条】

その他ドライブレコーダー等の管理及び運用については、条例を遵守し、個人情報に係る本人の権利利益を保護するための適切な措置を講じることとします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **個人情報** **個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの**(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2)～(8) 略

=====

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該**目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない**。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、**本人から収集しなければならない**。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、精神上の障害等の事由により本人から収集することができない場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合であつて、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) **前各号に掲げるもののほか、伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例(平成28年条例第4号)第3条の規定により設置する伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。**

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

=====

(保有個人情報の**利用及び提供**の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該**実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない**。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、その所管する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。**

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止（以下「防犯」という。）及び陸上交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

=====

(市の責務)

第3条 市は、防犯及び交通安全に関し、この条例に規定する施策の基本に基づき施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

=====

(施策の基本)

第6条 市は、この条例の目的を達成するために、次の事項を基本として、必要な施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活の安全推進のための広報及び啓発活動に関すること。
- (2) 市民及び事業者が行う自主的な活動の促進に関すること。
- (3) 防犯及び交通安全に関する環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族に対し、情報の提供、相談等必要な措置を講ずること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項に関すること。